

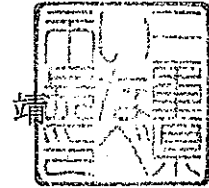


いなべ市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成21年2月6日

いなべ市長 日 沖



いなべ市大安町門前字南山に編入する区域

いなべ市大安町門前字江丸1162の3から1162の5まで、1162の11、1162の13、1162の14、字三反谷1357の2、1357の3、1361の4、字天水1779、1793の3、1794の3、1795の2、1797の2